

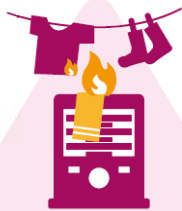
住宅防火 ～いのちを守る10のポイント～



4つの習慣



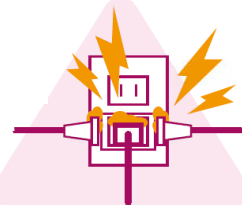
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

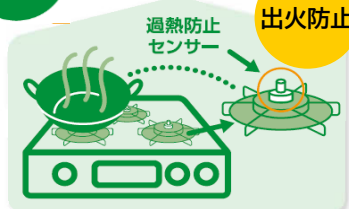


3 こんろをつかうときは火のそばを離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



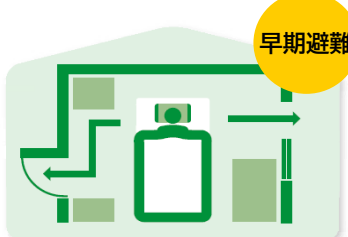
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



4 火災を小さいうちに消火するために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方向を常に確保し、備えておく



6 防火防火訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

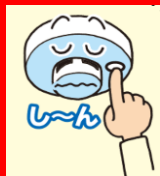
住宅用火災警報器の設置と点検 交換を！

住宅用火災警報器は命と財産を守ります！

住宅用火災警報器がすべての住宅で義務化されて以降、住宅火災は大幅に減少しています。

点検

設置・交換は簡単です！



設置は済んでいますか？

住宅用火災警報器がすべての住宅で義務化されて10年が経ちます。本体の交換の目安は約10年です。

「いざ」というとき、適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、故障や電池切れがないかチェックをしましょう。

火災による死者の約7割は住宅で発生し、亡くなった理由の半数以上が逃げ遅れです。

設置場所は？

- ・ 寝室、階段 (2階に寝室がある場合)
- ・ 台所 (設置に努める)

どこで購入するの？

- ・ お近くのホームセンター
- ・ 家電量販店
- ・ 防災業者
- ・ ガス業者 など

問い合わせ先

小田原市消防本部 予防課
☎ 0465-49-4427

